

甲佐町オンライン見守り事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町では、高齢化の進行と人口減少に伴い、高齢者等の見守りににおける地域の役割がますます重要になることが見込まれている。また一方では、見守り活動を行う民生委員・児童委員自身の高齢化や担い手不足により、民生委員・児童委員の負担軽減も課題となっている。

そこで、タブレット端末等を利用したオンライン通信で高齢者等の日常生活や健康状態を把握できる仕組みの構築により、地域における持続可能な福祉活動の実現と高齢者見守り体制の強化を図るため、実証実験を実施する。

実証実験における事業者は委託契約を締結するものとし、その事業者は公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定することとする。

2 業務の概要

(1) 業 務 名

甲佐町オンライン見守り事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「甲佐町オンライン見守り事業業務委託基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(4) 委託者

甲佐町長 甲 斐 高 士

(5) 提案価格の上限

本業務の提案価格の上限は、4,694,800円（税込）とする。

3 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 国、地方公共団体又は甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。

4 スケジュール

実施内容	日 時
公募・質問受付開始	令和7年10月7日
質問受付締切り	令和7年10月15日 正午まで
質問に対する回答	令和7年10月17日
参加申込書提出期限	令和7年10月21日 正午まで
企画提案書提出期限	令和7年10月27日 正午まで
一次審査（書類審査）結果通知 ※	令和7年10月28日
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年10月31日
審査結果通知	令和7年11月4日予定
契約締結・受託業務開始	令和7年11月上旬予定

※令和7年10月21日正午の時点で、参加申込み事業者が6者未満の場合、一次審査は実施しない。

5 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第7号）に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途電話により提出先へ電子メールの受信確認を行うこと。

（1）提出期限

令和7年10月15日正午まで

（2）提出先

甲佐町役場 福祉課 福祉係

電話 096-234-1114（直通）

E-mail : hukushi02@kosa.kumamoto.jp

（3）提出時のメールタイトル

【〇〇（社名）】甲佐町オンライン見守り事業業務委託に関する質問

（4）回答方法

回答はホームページにて公表する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

6 参加申込み

参加を希望する者は、期限までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要等（様式第3-1号）
- ④ 登記簿謄本の写し（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 登記簿謄本に掲載されている役員名簿一覧（様式第3-2号）
- ⑥ 国税、地方税（県税・市町村税）に未納がないことを証明する書類（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）

※①～⑥まで、それぞれ1部を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年10月21日正午まで

(3) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
甲佐町役場 福祉課 福祉係

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

7 企画提案

参加申込書を提出した者は、期限までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出書（様式第4号）
- ② 業務に関する実績（様式第5-1号、様式第5-2号）
当該実績の契約書の写しを添付すること。
- ③ 本業務の実施体制（様式第6号）
- ④ 本業務における工程表（任意様式）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
- ⑥ 提案価格（任意様式）
提案価格の作成にあたっては、イニシャルコストとランニングコストを分けて次の項目ごとに作成し、積算の内訳を記載すること。

イニシャルコスト	・サーバー構築費用
	・利用設定、設置に係る費用
	・通信環境調査に係る費用
	・利用者支援（機器操作及び情報共有等）に係る費用
	・事業検証に係る費用
	・その他の費用
ランニングコスト	・システムの利用に係る費用
	・通信に係る費用
	・通信機器の貸出しに係る費用
	・保守・サポート費用
	・その他の費用

※①～⑥まで、それぞれ6部を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年10月27日正午まで

(3) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町役場 福祉課 福祉係

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(5) 留意事項

- ・正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないように留意すること。
- ・規格は、A4判・縦型・横書き・片面とし、目次及び頁番号をつけること。

8 一次審査（書類審査）

参加申込み事業者が6者以上の場合、事務局において一次審査を実施し、二次審査（プレゼンテーション）に進む事業者を5者程度選定する。

※参加申込み事業者が6者未満の場合は一次審査を実施せず、すべての申込み事業者が二次審査に進むこととする。

(1) 審査方法

提出書類に基づき、〈審査項目①〉により審査し、合計点数の高い順に5者程度を選定する。

〈審査項目①〉

No.	審査項目		評価の視点	一次審査 配点 (点)	
1	基本的事項	業務実績	過去3年度以内の類似業務の提供実績は十分か	20	30
		実施体制	人員、経験年数は主体的に運営し履行できる体制となっているか	10	
2	提案価格	イニシャルコスト	最低提案価格を満点（10点）で1位とし、2位以下の者の得点は1位の提案価格との比率により次の計算式により算出する。 〈計算式〉 配分点×（最低価格/当該者の提案価格） ※得点は小数点第2位以下を四捨五入する。	10	20
		ランニングコスト		10	

＜合計：50＞

（2）審査結果の通知

審査の結果は、全参加申込事業者に対して電子メールにて通知する。

なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申立ては一切受け付けない。

9 二次審査（プレゼンテーション）

（1）開催日時

令和7年10月31日

詳細については別途連絡する。

（2）発表時間

1事業者あたり30分程度

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）

（3）プレゼンテーションの方法

- ・会場への入室は1事業者あたり4名以内とする。
- ・追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは事務局で用意する。その他必要な機材等は各自用意すること。（プロジェクター、ケーブル等を発表者にて用意することも可。）

※オンラインでのプレゼンテーションも可とする。その場合、事前に企画提案の提出先に連絡すること

(4) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、〈審査項目②〉により選定委員会にて審査する。

審査員ごとの総評価点をもとに各提案事業者に順位をつけ、その順位による点数を付し（以下「順位点」という。）、順位点の合計が最高の者を契約候補者として選定する。

〈審査項目②〉

No.	審査項目		評価の視点	二次審査 配点 (点)	
	大項目	中項目			
1	基本的事項	業務実績	過去3年度以内の類似業務の提供実績は十分か	10	20
		実施体制	人員、経験年数は主体的に運営し履行できる体制となっているか	10	
2	内容評価	スケジュール管理	期間内に確実に履行できる計画的なスケジュールとなっているか	10	110
		システム利便性	・利用者（高齢者、民生・児童委員等）にとって利便性の高いシステムであるか ・甲佐町全域で通信可能なシステムであるか	30	
		現地対応・連携体制	現地（甲佐町内）での打ち合わせやトラブル対応について柔軟にかつ早急に対応できるか	20	
		立上げ支援	資料作成や会議への参加・運営等、包括的な支援が期待できるか	20	
		効果検証	効果検証の手段及び成果物は実証実験の効果を適切に測り、改善検討等に資するものと期待できるか	30	
3	提案価格	イニシャルコスト	最低提案価格を満点（10点）で1位とし、2位以下の者の得点は1位の提案価格との比率により次の計算式により算出する。 〈計算式〉 配分点×（最低価格/当該者の提案価格） ※得点は小数点第2位以下を四捨五入する。	10	20
		ランニングコスト		10	

＜合計：150＞

〈得点化の方法〉

各審査項目の評価は、次のとおり 5 段階で評価し、得点化する。

評価基準	評価記号	得点化の方法
特に優れている	A	当該項目の配点×100%
優れている	B	当該項目の配点×80%
標準	C	当該項目の配点×60%
劣る	D	当該項目の配点×30%
満たしていない	E	得点なし

〈順位点の考え方〉

n＝提案事業者数 m＝順位とする	順位点＝ $n-(m-1)$ 点 （例）提案事業者が 5 者の場合 1 位の順位点 … $5-(1-1)=5$ 点 5 位の順位点 … $5-(5-1)=1$ 点
---------------------	--

（５）順位点の合計が同点の場合の措置

順位点の合計が同点の場合は、総評価点から提案価格の評価点を除いた総評価点が最高の提案事業者を契約候補者として選定する。

（６）審査結果の通知

審査の結果は、選定委員会終了後、各提案事業者に対して文書にて通知する。

なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申立ては一切受け付けない。

（７）除外要件

審査の結果、各審査員の総評価点が 6 割に満たない提案事業者は、契約候補者から除外する。この要件は、提案事業者が 1 者の場合も同様とする。

10 契約に関する事項

（１）契約の締結

審査の結果、原則契約候補者として決定した者と委託者との協議により契約を締結するが、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約に際しては、甲佐町財務規則第 71 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、町が発行する納入通知書により、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。ただし、甲佐町財務規則第 72 条に該当する場合、契約保証金を免除する。

11 失格事項

参加者及び契約候補者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき。
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出に係る費用及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類は提案内容の審査及び契約候補者の特定以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等を了解なく公表、使用してはならない。
- (5) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても 5 年間保存するものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、委託者と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (7) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

13 問い合わせ先

甲佐町役場 福祉課 福祉係

住 所 : 〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

電 話 : 096-234-1114 (直通)

E-mail : hukushi02@kosa.kumamoto.jp